

平成29年12月14日

平成30年度税制改正大綱について

本日、自民党のホームページに掲載されました。
林野庁関係の記載箇所は以下のとおりです。

税目	要望項目	記載箇所
複数税目	森林吸収源対策の財源確保に係る森林環境税(仮称)の創設	P. 1、2 P. 12~14 P. 32~34
所得税 住民税	山林所得に係る森林計画特別控除の2年延長	P. 36、37
所得税 法人税 住民税 事業税	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設	P. 83
軽油引取税	軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長	
	林業	P. 104
	木材加工業・木材市場業・堆肥製造業	P. 104、105

平成30年度税制改正大綱(抄)

平成29年12月14日
自由民主党
公明党

森林吸収源対策の財源確保に係る森林環境税(仮称)の創設

4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

(1) 森林環境税(仮称)の創設

① 基本的な仕組み

イ 納税義務者等

森林環境税(仮称)は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。

ロ 税率

森林環境税(仮称)の税率は、年額 1,000 円とする。

ハ 賦課徴収

森林環境税(仮称)の賦課徴収は、市町村において、個人住民税と併せて行うこととする。

ニ 国への払込み

市町村は、森林環境税(仮称)として納付又は納入された額を都道府県を經由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むこととする。

② 施行期日

森林環境税(仮称)は、平成 36 年度から課税する。

③ その他

個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関する所要の措置を講ずる。

(2) 森林環境譲与税(仮称)の創設

① 基本的な仕組み

イ 森林環境譲与税(仮称)

森林環境譲与税(仮称)は、森林環境税(仮称)の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与する。

ロ 譲与基準

(イ) 森林環境譲与税(仮称)の 10 分の 9 に相当する額は、市町村に対し、当該額の 10 分の 5 の額を私有林人工林面積で、10 分の 2 の額を林業就業者数で、10 分の 3 の額を人口で按分して譲与する。

(ロ) 森林環境譲与税(仮称)の 10 分の 1 に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準で按分して譲与する。

(注) 私有林人工林面積は、林野率により補正する。

ハ 用途及び公表

(イ) 市町村は、森林環境譲与税（仮称）を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。

(ロ) 都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととする。

(ハ) 市町村及び都道府県は、森林環境譲与税（仮称）の用途等を公表しなければならないこととする。

② 施行期日

森林環境譲与税（仮称）は、平成 31 年度から譲与する。

(3) 創設時の経過措置

① 平成 31 年度から平成 35 年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって充てることとし、各年度における借入金の額及び譲与額は次のとおりとする。

期 間	借入金の額及び譲与額
平成 31 年度から平成 33 年度まで	200 億円
平成 34 年度及び平成 35 年度	300 億円

(注) 借入金の額には、当該年度における利子の支払に要する費用等に相当する額を加算する。

② 平成 36 年度から平成 44 年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除した額に相当する額とし、各年度における借入金の償還額は次のとおりとする。

期 間	償還額
平成 37 年度から平成 40 年度まで	200 億円
平成 41 年度から平成 44 年度まで	100 億円

(注 1) 平成 36 年度においては、借入金の償還は行わない。

(注 2) 償還額には、平成 31 年度から平成 35 年度までの利子の支払に要した費用等に相当する額を各年度の借入金の償還額に応じて加算する。

- ③ 平成 31 年度から平成 44 年度までの間における森林環境譲与税（仮称）の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。

期 間	市町村	都道府県
平成 31 年度から平成 36 年度まで	100 分の 80	100 分の 20
平成 37 年度から平成 40 年度まで	100 分の 85	100 分の 15
平成 41 年度から平成 44 年度まで	100 分の 88	100 分の 12

- (4) その他

その他所要の措置を講ずる。

軽油引取税の課税免除の特例措置の 3 年延長

- (18) 木材加工業を営む者が事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を 3 年延長する。
- (19) 木材市場業を営む者が事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を 3 年延長する。
- (20) 堆肥製造業を営む者が事業場内において、専ら堆肥の製造工程において使用する機械等の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を 3 年延長する。

山林所得に係る森林計画特別控除の 2 年延長

- (3) 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を 2 年延長する。

先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設

- (2) 青色申告書を提出する法人が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の 20% の特別償却ができることとする（所得税についても同様とする。）。

(注 1) 上記の「再生可能エネルギー発電設備等」とは、次の資産のうちエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の非化石エネルギー源の利用に資する一定のものをいう。ただし、太陽光、風力、原子力等一定の非化石エネルギー源の利用に資する次の①の資産及び原子力等一定の非化石エネルギー源の利用に資する次の②の資産は対象外とする。

① 非化石エネルギー源から電気若しくは熱を得るため又は非化石エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産

② 上記①の資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産でその資産の持続的な利用に必要なもの

(注2) 電気事業法の一般送配電事業者に該当する法人等が取得等をしたものは対象外とする。

(注3) 補助金等の交付を受けて取得等をしたものは対象外とする。